

CO-DEJIMA 会員規約

第1条 (総則)

1. このCO-DEJIMA 会員規約（以下「本規約」という。）は、CO-DEJIMA 事務局が運営するCO-DEJIMA（以下「当施設」という。）の会員が遵守すべき事項を定めるものです。
2. 当施設に関し、事務局が別途定めるCO-DEJIMA 利用規約（以下「利用規約」という。）は、本規約の一部を構成します。本規約と利用規約が異なる場合には、特別な定めがない限り、利用規約が優先します。

第2条 (事務局)

1. 本規約に定める業務は事務局が行うこととし、事務局はCO-DEJIMA 事務局が担います。
2. 事務局は、長崎市出島町2番11号 出島交流会館6階 CO-DEJIMA 事務局内に置きます。

第3条 (会員)

会員とは、第4条の入会資格を有し、第5条に定める当施設への入会手続きを完了した者をいいます。

第4条 (入会資格)

当施設への入会資格を有する者とは、原則として次の各号に定める全ての事項を満たす者としてします。

- (1) 利用規約第2条に定める利用目的に沿った活動を行うこと。
- (2) 本規約を承諾および遵守すること。
- (3) 有効な身分証明書を提示することができること。

第5条 (入会手続き)

1. 当施設への入会を希望する者（以下「申込者」という。）は、本規約の内容に同意したうえでホームページ上から、利用者情報を記入し、事前登録を行ってください。
2. 前項の事前登録から1ヶ月以内に当施設に来所し、免許証等、原則写真付きで身分を証明できるものを提示してください。
3. 事務局において事前登録の情報と身分証明書の情報に相違が無いことを確認し、第4条の趣旨に照らし、面談の内容をふまえて入会の可否について判断します。
4. 入会手続き完了後、事務局より入退館に必要なQRコードを発行します。
5. 事前登録に記載した内容に変更等がある場合は、事前にメールもしくは電話にてご連絡ください。
6. 事前登録後、事前登録者のご都合により事前登録の取消しを行う場合は、メールもしくは電話にてご連絡ください。

第6条 (入会費および利用料)

1. 当施設への入会については無料とします。
2. 前項の規定に関わらず、事務局は会員に対して、機材使用等にもなう実費等を請求することができるものとします。

第7条 （会員の権利義務）

1. 会員は、本規約を遵守しなければなりません。また、本規約に変更があった場合、その変更に従わなければなりません。
2. 会員は、本規約に従い、当施設および本規約に定めるサービスを利用することができるものとします。なお、会員は本規約に従い、サービスの利用が制限されることがあることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければなりません。
4. 事務局は、第2項に定める権利を除き、会員に対して、当施設その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を付与するものではありません。
5. 会員は、利用した施設、共有備品等につき原状回復義務を負います。
6. 当施設における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとします。
7. 会員は、当施設で得た秘密情報を第三者に提供してはなりません。
8. 会員たる地位およびこれに基づく権利義務を第三者に譲渡及び貸与することはできません。
9. 会員が死亡したときは、当然に会員資格を失うものとし、その会員資格は継承されません。

第8条 （会員情報の開示）

会員は、会員同士の交流促進のため、会員向けSNSや施設内において下記の会員情報を開示しなければなりません。

- (1) ニックネーム
- (2) ユーザーアイコン
- (3) 年齢層
- (4) 得意分野（会員が提供できるスキル）
- (5) 当施設でやりたいこと

第9条 （会員の資格取消し処分）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は、催告することなく直ちにその会員の会員資格を取り消す（以下、「会員資格取消し処分」という。）ことができるものとします。
 - (1) 会員登録その他の際に虚偽の申告を行ったことが判明した場合
 - (2) 本規約又は利用規約に違反したとき、又はその疑いがある場合
 - (3) 事務局に登録している住所、電話番号及びメールアドレスの未更新、誤登録、その他虚偽登

録等により、2ヶ月以上連絡がつかない

- (4) 他の会員又は事務局の迷惑となる行為をした
 - (5) 当施設又は事務局の名誉及び信用を傷つけた
 - (6) 罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失った
 - (7) その他会員資格を取り消すべき正当な事由があると事務局が判断する
2. 事務局は、前項に基づき会員資格取消し処分を行った場合、会員に対し書面より通知又は登録したメールアドレスに対して通知します。なお、事務局が当該通知を発送したにもかかわらず、会員の行方不明等により当該通知書が到達しなかった場合においても、会員資格は取り消されるものとします。
 3. 第1項に従って会員資格取消し処分されたことにより、当該会員が会員サービスを利用できなくなり、これにより当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、事務局はその責任を負わないものとします。
 4. 会員資格取消し処分を受けた者で入会資格を回復した者は、再度入会手続きができるものとします。

第10条（退会）

会員は退会届を事前に事務局に提出することで、任意に退会することができます。

第11条（規約の改定）

1. 事務局は、本規約を適宜変更することができるものとします。
2. 事務局は、本規約を定めたとき及び前項の定めに従い変更したときは、当施設のウェブサイトへの掲載により会員に告知します。

第12条（別途協議事項）

本規約に定めのない事項については、原則として事務局の指示に従っていただきます。

ただし、当施設の活用効果が向上するなどの場合においては、会員と事務局が別途協議のうえで、本規約の趣旨や法令等に反しない限りにおいて柔軟に対応します。

第13条（免責事項）

1. 本会への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、事務局は一切の責任を負いません。
2. 利用規約第4条に記載する会員サービスについて、事務局は、その提供の有無やその内容の完全性、正確性、有用性、最新性、真実性等について何ら保証するものではありません。
3. 会員サービスの利用、各種イベントへの参加、施設の利用、他の会員その他第三者の提供する（事務局を通じて提供されるものを含む。）情報の内容などについて、事務局は何ら保証等するもの

ではなく、これらおよびこれらに基づいて会員に生じたいかなるトラブル・損害についても、一切責任を負いません。

第14条（管轄裁判所）

本規約に関して会員と事務局に紛争が生じた場合、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

附則

この規約は、平成31年3月 日から施行する。

CO-DEJIMA 事務局 御中

退会届

申請日 年 月 日

会員氏名			
住所	〒		
TEL		E-Mail	
FAX			
退会理由 (任意)			

CO-DEJIMA 利用規約

第16条 (目的)

このCO-DEJIMA 利用規約（以下「本規約」という。）は、CO-DEJIMA 事務局が運営するCO-DEJIMA（以下「当施設」という。）の利用および当施設においてCO-DEJIMA 事務局が提供するサービス（以下「当サービス」という。）を受けるにあたり必要な事項を定めるものです。

第17条 (施設の利用目的)

1. 当施設は、県内外のスタートアップ企業、ビジネスアイデアを持つ人、大学等が集い、共創・協働によりアイデアの具現化・事業化を加速することによりスタートアップ企業等の集積を図ることを目的とし、会員による新しいサービスの創出を目的とした活動および会員同士がコミュニケーションを図る目的として利用されるものです。
2. 下記事業に関連するものについての利用は認めません。
 - (1) 法令に反する事業および反する恐れのある事業
 - (2) 公序良俗に反するとCO-DEJIMA 事務局が判断する事業
 - (3) 性風俗関連の事業
 - (4) 暴力団関係者、又は反社会的行為に関連する事業
 - (5) 布教活動・宗教活動・政治活動・違法なセールス、悪質な勧誘を目的とした事業
 - (6) マルチ商法およびそれに類する恐れのある事業
 - (7) その他、CO-DEJIMA 事務局が不相当と認める事業

第18条 (事務局)

1. 本規約に定める業務は事務局が行うこととし、事務局はCO-DEJIMA 事務局が担います。
2. 事務局は、長崎市出島町2番11号 出島交流会館6階 CO-DEJIMA 事務局内に置きます。

第19条 (当施設が提供するサービス)

1. 事務局は第2条第1項の目的を達成するため、会員に、次に掲げるサービスを提供します。
 - (1) 当施設における活動スペースや機材の提供
 - (2) 新事業創出につながるセミナー等の開催
 - (3) SNS等を活用した会員同士の交流の場の提供
 - (4) WEB等の広報媒体を活用した会員の製品・サービス等の情報発信
 - (5) その他、新事業創出を促進するために必要な活動のサポート
2. 事務局は必要に応じて、当サービスの内容を変更または中止することができるものとします。
3. 当サービスの内容が変更または中止されたことによって生じた会員の損害について、事務局は一切責任を負いません。
4. 事務局が第1項で定められたサービスを変更または中止する場合、事務局は会員に対し、その実

施前に告知を行うよう努めるものとします。

第20条 (利用対象者)

当施設は、CO-DEJIMA 会員規約で定める会員以外の者の利用を原則として禁止します。但し、イベントの参加者等、会員が事業を行う上で必要がある場合は、必要な範囲内において利用することを認めます。

第21条 (利用時間)

利用時間は下記の通りとします。但し、次条の定めにより休館した場合には、利用時間内であっても当施設の利用はできません。

火曜日 ~ 土曜日：12：00～20：00（最終入館時間：19：30）

第22条 (休館日)

1. 当施設の休館日は日月・祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）とします。
2. 休館日以外であっても、次の事由により当施設の全部又は一部の、会員による利用を制限する場合があります。
 - (1) 機器等の不調、破損およびメンテナンス等により使用できない場合。
 - (2) 法定の定期点検を行う場合。
 - (3) 気象状況や災害により、安全に営業を行うことが出来ないと事務局が判断した場合。
 - (4) 前項のほか、天災等により当施設が不測の損害を被った場合または当施設の改修若しくは補修が必要となったとき。
 - (5) 施設内の改装、設備の改造または修理、その他工事により営業をできないと事務局が判断した場合。
 - (6) その他事務局が必要と判断したとき。
3. 前項各号の理由により施設利用およびサービスの一時的な中断や制限が行われたことによって生じた会員の損害について、事務局は一切責任を負いません。

第23条 (入退館の流れ)

1. 受付のQRコードリーダーに会員自身のQRコードを読み込ませて入館してください。
2. 退館される際も同じく受付のQRコードリーダーに会員自身のQRコードを読み込ませた後、退館してください。

第24条 (個別ブースの利用)

当施設内に設置している個別ブース（有料）への入居にあたっては、別途、長崎県ビジネス支援プラザの入居審査を受ける必要があります。入居を希望される場合は事務局にお問い合わせください。

第25条（禁止事項）

当施設内においては、第2条2項で定める事業および会員による下記の行為を禁止します。

- (6) 利用目的と異なる目的での利用
- (7) 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為
- (8) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (9) 他の会員もしくはその他の第三者に対するセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・ストーカー等の迷惑行為
- (10) 他の会員もしくはその他の第三者が写り込んだ写真を無断で第三者に提供したり、SNS等インターネット上に投稿したりする行為
- (11) ネットワークビジネス・MLM（マルチレベルマーケティング）・マルチ商法・保険・情報教材等その対象を問わず、物品または役務の販売、勧誘、あっせん等を行う行為
- (12) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう。）またはその支配下にあるものとの関係を持つこと。またはその恐れがある第三者との関係を持つこと。反社会的勢力から依頼を受けてイベント等を開催することまた、参加者として反社会的勢力が参加する恐れのあるイベント等を開催すること
- (13) 本規約、その他の当施設に関する規約、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断する行為
- (14) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の当施設への持ち込み
- (15) 危険物（火薬類、爆発性物質その他事務局が危険と判断したもの）および他の会員もしくはその他の第三者に迷惑を及ぼす可能性のある物品の当施設への持ち込み
- (16) 火気の利用または持ち込み
- (17) 喫煙
- (18) 食事（おにぎり、サンドイッチ等臭いが少ない軽食を除く。イベント開催時の食事は要相談）
- (19) 飲酒（事務局などが主催するイベントを除く。）
- (20) 他の会員もしくはその他の第三者が不快に感じるほど騒音・振動・臭気等を出す行為
- (21) 当施設内、廊下等の共有部分を占有したり勝手に私物を残置する行為
- (22) 事務局が定める立ち入り禁止エリアへの立ち入り
- (23) 内壁・通路・階段・外壁等の共用部分に、無断で看板・ポスター等の広告物を掲示する行為
- (24) 金銭の授受を伴う行為（事務局が認めたイベントを除く。）
- (25) 直接的なサービスの提供および行為
- (26) その他、本施設運営の妨げとなる行為

第26条（イベント利用）

当施設内における、セミナー等のイベント開催については、事務局が別途定める「イベント等によ

る施設利用のご案内」に従ってください。

第27条（備品の使用）

1. 有料のサービス

- (1) コピー機使用（別途定める額）
- (2) コーヒーサービス（別途定める額）

2. 無料のサービス

- (1) 無料貸し出しが可能な備品は別紙のとおりです。
- (2) 備品の貸し出しを希望される方は受付に備品貸出申請書をご提出ください。
- (3) 使用后、備品は元の位置に戻し、事務局へ報告してください。

第28条（ネットワーク回線利用上の注意）

1. 施設のネットワーク環境について

- (1) Wi-Fi では WPA/WPA2 認証で保護された安全な接続をご提供しております。セキュリティ上の脆弱性が明らかになっている WEP 認証についてはサポートしていません。
- (2) Wi-Fi および LAN ポートに直接接続したクライアント（パソコン・スマートフォン・タブレットなど）同士の通信を遮断することにより、利用者間でのセキュリティを確保しております。また、LAN ポートにスイッチング HUB 等を利用し、ネットワークを分配してご利用される際は、ファイル共有機能を解除するなど適宜設定変更を行ってください。
- (3) アクセスログを記録・保存しております。この情報は、ネットワークの保守・管理や不正アクセス事件等、裁判所の発付する令状に基づき外部に提供することがあります。

2. ネットワーク回線利用可能エリア

ネットワーク回線をご利用いただける場所は、当施設内に限ります。

3. 禁止行為

- (1) 法律、公序良俗に違反する書き込み・行為
- (2) スタッフエリア、入居ブース内の情報コンセント（LAN ポート）に機器を接続する行為（入居ブース内の情報コンセントは各ブース入居者が利用する場合を除く。）
- (3) 電子メールサーバや、Web サーバ、FTP サーバなどを構築する行為（イベント利用など事務局が認める場合を除く。）

第29条（利用上の注意）

1. ごみの処理について

ごみはすべて持ち帰ってください。（有料のサービスで生じたごみを除く。）

有料サービスで生じたごみは、受付スタッフに直接お渡しください。

2. ポスターの提示

当施設内へのポスターの提示は基本的に当施設開催のイベント、創業・起業に関する告知に限

ります。ポスター提示を希望される場合は事務局にご相談ください。

3. 駐車場

当施設に利用者用の駐車場はありません。ただし、イベント開催時の講師用などに必要な場合は事務局にご相談ください。

4. 喫煙

当施設内は禁煙です。

5. コミュニケーションについて

- ・ 当施設は交流を目的とした施設です。他の利用者の方への積極的なあいさつ、お声がけをお願いします。
また、事務局からお声がけをしたり、アンケートをお願いする場合がありますので、可能な範囲でご協力をお願いします。
- ・ 当施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、事務局がイベント等に協力を求める場合、可能な範囲でご協力をお願いします。
- ・ 当施設は、会員間の交流により新しいサービスの創出を目的としていることをご理解いただき、会員相互において可能な範囲でご協力をお願いします。

6. 清掃・現状復帰

使用したテーブル・椅子・備品等は元の位置に戻してください。また、テーブル上のゴミは片付け、汚した場合はきれいに拭いてください。

7. その他

- ・ テーブルは互いに譲り合って使用してください。（混んでいるときに、複数人用のテーブルを1人で占拠しないように気をつけてください。）
- ・ 防犯上の理由でカメラを設置しておりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 施設内のイベント開催時は施設の一部または全部（個別ブース除く）が利用できないことがあります、また、当施設内にはエリアを区切る壁がないためイベント等の音が漏れることがありますので、予めご了承ください。

第30条（安全管理）

1. 利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。
2. 非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法等を予め熟知してください。

第31条（所持品の管理）

当施設内における利用者の所持品の管理は利用者の責任により行うものとし、当施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、事務局は一切の責任を負いません。

第32条（拾得物の取扱い）

当施設内の拾得物および放置物については拾得日より2週間保管するものとし、当該期間を経過し

た場合には、事務局において任意に処分することができるものとします。当処分により、会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、事務局は一切の責任を負いません。

第33条（郵送物・宅配便の受取り）

当施設では原則として郵便物・宅配便の受け取り・保管は致しません。

第34条（規約の改定）

1. 事務局は、本規約を適宜変更することができ、これらの効力は全ての会員に及ぶものとします。
2. 事務局は、本規約を定めたときまたは変更したときは、当施設のウェブサイトへの掲載により会員に告知します。

第35条（損害賠償）

1. 利用者は、当施設内において、故意又は過失により他の利用者、第三者又は事務局に損害を与えた場合、直ちに事務局にその旨を報告するとともに、損害を与えた者に対し、誠実に対処し、自ら責任を持って解決するものとします。
2. 利用者が故意又は過失により当施設又は当施設内に設置された設備備品等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な費用を負担していただきます。

第36条（免責事項）

次の各号に該当する事由により利用者又は第三者が被った損害について、事務局は一切責任を負いません。

- (1) 地震、水害等の天変地異等の不可抗力による災害
- (2) 停電、事故、当施設内の設備機器の故障等
- (3) 利用者の私物等の紛失、盗難、破損
- (4) 当施設の臨時休館、利用時間の変更、施設の管理運営上の理由による当施設内の設備機器等の一時的な提供の休止等
- (5) 当施設におけるセミナー等のイベント開催
- (6) 本規約の改定
- (7) 前号のほか、事務局の責に帰すことができない事由

附則

この規約は、平成31年3月26日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

イベント等による施設利用のご案内

CO-DEJIMAにおいてイベント等の開催を希望される方は、当案内に従いお申込みください。

1. イベント利用可能日・イベント利用時間

火曜日～土曜日（休館日を除く）12:00～20:00

※準備、現状復帰もこの時間内で行ってください。

2. 開催可能なイベント

当施設の会員が開催する、新しいサービスの創出を目的とした活動に関するイベント

（例）

- ・ 起業アイデアの創出につながるワークショップ、アイデアソン
- ・ 起業家・起業希望者の知識向上やスキルアップにつながるトークイベント、セミナー
- ・ 起業家・起業希望者とビジネスパートナー（投資家、クライアント等）の交流イベント
- ・ 金融機関等の融資制度セミナー、相談会

3. 開催できないイベント

- ・ 下記事業に関連するイベントもしくは下記事業に関係する者を対象とするイベント
 - (1) 法令に反する事業および反する恐れのある事業
 - (2) 公序良俗に反するとCO-DEJIMA事務局が判断する事業
 - (3) 性風俗関連の事業
 - (4) 暴力団関係者、又は反社会的行為に関連する事業
 - (5) 布教活動・宗教活動・政治活動・違法なセールス、悪質な勧誘を目的とした事業
 - (6) マルチ商法およびそれに類する恐れのある事業
 - (7) 公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業
 - (8) その他、CO-DEJIMA事務局が不相当と認める事業
- ・ 営利目的のイベント（但し、参加費を徴収する場合でも、実費相当額の徴収にとどまるものは除く。）
- ・ 学友会・同窓会活動を目的としたイベント
- ・ 趣味・文化活動を目的としたイベント
- ・ その他、事務局が当施設の目的に照らし不相当と認めるイベント

4. 利用申込手続き

(1) 空き状況・開催予定日の確認

事務局への問い合わせのほか、CO-DEJIMAホームページ上のカレンダーで確認ください。

(2) イベント利用申込書の提出

原則として使用日の3ヶ月前の月の1日から開催日の1カ月前までに事務局へイベント利用申請をしてください。(CO-DEJIMA会員ホームページ上からの申し込みのみ)

(3) 事務局が面談等によりイベントの内容確認・審査を実施します。

(4) 内容に問題がなければ、事務局より許可通知を行います。通常、許可通知まで1～2週間程度時

間を要します。

(5) イベント利用申込の取消し・内容の変更がある場合は、事前に事務局にメールもしくは電話にてご連絡ください。

(6) イベント終了後、事務局に参加人数を報告してください。

5. イベント利用時の注意点

(1) 全体を通して

- ・ 当施設の利用規約を遵守してください。
- ・ 盗難・事故防止等は主催者が責任を持って行ってください。
- ・ 利用者(主催者・来場者含む)に起因する施設の損害(破損)については、全て利用者に賠償していただきます。

(2) イベントの周知関係

- ・ イベント開催に関する施設内への広告の提示については、事前に事務局にご相談ください。
- ・ イベント開催に関する問い合わせについては事務局では応じられません。イベント開催の広告には主催者の名称、連絡先を明示し、当施設の電話番号やメールアドレスは載せないようお願いいたします。
- ・ イベント告知の広告に当施設のロゴを使用する場合は、事前に事務局にご相談ください。

(3) イベント開催当日

- ・ 施設内の机・椅子のレイアウト変更は、主催者にて変更してください。また、机・椅子や施設内の設備・備品等を利用した場合は、必ず元の場所に戻してください。レイアウトを元に戻されない場合は、次回以降の利用をお断りさせて頂く場合があります。
- ・ イベント開催中、主催者は必ず会場に常駐してください。
- ・ 利用時間は事前に申請した時間を厳守してください。時間延長を希望する場合は速やかに事務局へご相談ください。但し、施設運営に支障が発生する場合等は、延長を断る場合があります。

(4) イベント開催後

- ・ イベント開催により生じたゴミは主催者が全て持ち帰ってください。利用後、汚れが著しい場合は別途清掃料を徴収する場合があります。

(5) その他

- ・ 飲食を伴うイベントは、申請時にその旨を記載してください。

- ・ 20歳未満の未成年者の飲酒は、未成年者飲酒禁止法により禁じられています。未成年者が参加する場合は、主催者側の責任の下、未成年者の飲酒禁止の管理・徹底をお願いします。